

■ 課外活動申請の条件について

課外活動申請には、以下の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 学生団体に対して、本部を設置するキャンパスから許可が下りていること
- ② 個人に対して、所属学部から許可が下りていること
- ③ 学外行事届の申請対象の場合、申請が受理されていること

上記を**すべて満たした場合に、課外活動を実施することが可能**です。同じ学生団体に所属していても、所属学部によって、一部個人の課外活動が制限される場合があります。

① 団体に対する本部設置キャンパス毎の活動許可状況

三田	日吉	矢上	信濃町	湘南藤沢	芝共立
○	○	○	△	○	○

② 個人に対する所属学部毎の活動許可状況

医学部	看護医療学部	薬学部
△	△	△

記載のない学部については、個人に対して課外活動を制限しません。

- ・医学部に所属する学生は、keio.jp メッセージにて発信される【医学教育の新型コロナウイルス対策】に記載の内容を確認し、指示に従ってください。
 - ・看護医療学部 zu 所属する学生で、実習に参加する学生については、実習開始2週間前から、オンラインを除く課外活動の参加が認められません。
 - ・薬学部 zu 所属する学生は、芝共立キャンパスの塾生サイト掲載の「薬学部生の課外活動について」の文書を確認し、指示に従ってください。
- ※詳細は所属学部の学生生活担当に確認してください。

③ 活動申請について

- ・「コロナ禍における学外行事届の申請手引き」、
「感染対策資料作成の手引き」を熟読の上、手続きすること。
- ・受理／却下の状況は学生団体活動支援システムより確認可能。

■ 学内施設の利用可否

・各キャンパス内の施設の利用可否は、本申請とは別に、各キャンパスの施設が独自に判断するものです。利用にあたっては当該キャンパスおよび施設の利用可否を確認し、指示に従ってください。学内施設の利用可否については塾生サイトを参照してください。

- ・塾生サイト 新型コロナウイルス感染症への対応（塾生向け）

<https://www.students.keio.ac.jp/com/class/schedule/covid-19.html>